

令和4年3月31日  
障害福祉課 障害理解促進係  
担当： 課長補佐 森本  
係長 栄  
ダイヤル：0742-27-8514  
内線：2839/2837

## 報道資料

# 奈良県における障害者虐待の状況について

～令和2年度における障害者虐待の件数を公表します～

平成24年10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法：以下「法」といいます。）が施行されました。

県では「奈良県障害者権利擁護センター」を設置し、障害者虐待に関する相談・通報・届出の受理を行うほか、虐待防止のための取り組みを進めています。また、市町村においても「市町村障害者虐待防止センター」として、相談・通報・届出の窓口が開設されているところです。

このたび、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに県及び市町村で受理した事案の状況がまとまりましたので公表します。

なお、法第20条では、都道府県知事は「障害者福祉施設従事者等による虐待」の状況等を公表することとされていますが、県では県内の障害者虐待防止の取り組みを推進する観点から、「養護者による虐待（家庭における虐待）」「使用者における虐待（職場における虐待）」の状況についても併せて公表します。

○公表事項

別添のとおり